

プレスリリース [2021 年 3 月 30 日]

居住支援に関する相談窓口を開設します

市では、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（※）に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的として、有識者や関係団体と 2019 年 5 月 23 日に町田市居住支援協議会を設立しました。

同協議会における取り組みの一環として、住宅探しでお困りの方々を対象とした「町田市居住支援相談窓口」を開設します。相談窓口では、相談者の希望により賃貸住宅等を扱う団体を紹介するほか、見守りサービス等を扱う団体を紹介するなど、住まいの確保に関する困りごとについて、電話により相談を受け付けます。

※住宅確保要配慮者とは…高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方々

「町田市居住支援相談窓口」概要

■ 相談開始日 : 4 月 1 日（木）

■ 相談日時 : 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時

■ 電話番号 : 050-5526-1681（社会福祉法人 悠々会）

※相談窓口は、町田市居住支援協議会の会員であり、また東京都から居住支援法人の指定を受けている、社会福祉法人悠々会に委託して実施します。

■ 相談内容 :

町田市、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等が連携し、以下の内容について支援します。

- ・相談者から生活状況などを聞き取り、その方に合った住宅を確保します。
- ・相談者が住宅確保以外で困っている場合には、その方に必要な支援が受けられるように、関係団体などにつなぎます。

※イベントの内容等、詳細は記者 BOX 内のチラシをご覧ください。

■本件に関するお問い合わせ先

都市づくり部住宅課 課長 香月 TEL 042-724-4269